

欧州通貨統合の歴史

— ウェルナー報告への途 —

小 島 健

はじめに

現在ヨーロッパの多くの国でユーロと呼ばれる単一通貨が使われている。もはやドイツ・マルクもフランス・フランもイタリア・リラも使用されていない。ユーロは1999年1月に帳簿上の通貨として登場し2002年1月からはユーロ現金の使用が開始されその後数カ月間で各国通貨はその役割を終えた¹⁾。本稿はEUの単一通貨ユーロの前史について検討する。本稿の考察によってユーロがEUによる経済統合の成果であるのみならず、欧州における通貨統合と通貨協力の歴史の産物であり、世界においてきわめて独自の存在であることを明らかにしたい。

2009年秋のギリシャ財政危機に端を発するユーロ危機は、その後のEUやIMFによる支援策や金融安定化策によって現在小康を保っている。だが、そもそもなぜ欧州統合において通貨統合が目的となり、どのような手段で通貨統合を実現しようとしたのか、通貨統合に至る経緯の中で何が問題であったのか。これまでこうした根本的な問題を解明しようとする歴史研究は少なかった。

ヨーロッパ通貨統合の現代史は、二つの時期に分けることができる。第一の時期は19世紀後半からであり、この時期に作られた国民国家同士の通貨同盟は第一次大戦によって崩壊した。第二の時期は第二次大戦後からであり、今日のユーロの直接の起源となった。本稿では、まず19世紀の通貨統合の試みを国民国家との関係に留意して考察し、通貨同盟の類型や機能について明らかにする。次いで、第二次大戦後の通貨協力をヨーロッパ統合の動きとECの通貨統合の実施案である1970年のウェルナー報告との関連に留意して検討することにより、単一通貨ユーロ誕生の背景を考察する。

第1章 19世紀ヨーロッパにおける国民国家の成立と通貨同盟

第1節 スイス連邦制と通貨統合

19世紀ヨーロッパには、通貨同盟の二つの類型が検出される。第一の型は、国家統一の過程と並行して形成された通貨同盟である。この型の国としては、スイス、ドイツおよびイ

欧州通貨統合の歴史

タリアがある。第二の型は、主権国家同士が国家の主権を維持したままで通貨統合を行った通貨同盟である。この型の通貨同盟は第一次大戦前後に崩壊した。オランダ銀行のファントール (Wim F. V. Vanthoor) は、前者を超地域通貨同盟 (Supraregional monetary unions) 後者をヨーロッパ内通貨同盟 (Inter-European monetary unions) と呼んでいる²⁾。

1789年のフランス革命はスイスに及び、革命運動とフランス軍によって1798年スイスの旧体制は崩壊した。その後スイスは様々な国家形態を経験するが、最終的に1848年の連邦国家の成立によって近代国家への転換を完了した。48年9月に制定された連邦憲法の下、49年に連邦関税法が制定され22のカントン (州) から構成されるスイスは単一の通商圏となった³⁾。

近代的な連邦国家を形成する上で通貨分野での統一が実施された⁴⁾。連邦憲法第36条に基づき1850年5月7日に連邦通貨法が制定され統一通貨の導入が決定し機能を開始した。新通貨の1フラン (franc) 貨幣は重量5グラム (純度90%) の銀貨とされた。そして、5, 2, 1および0.5フランの4種類の銀貨が法貨として鑄造されることになった。

ただし、スイスの通貨制度はフランという通貨名称から推察されるようにフランスの制度に倣ったものであり、新通貨の品位はフランス・フランと同じであった。そればかりか、連邦通貨法は、フランスをはじめとするフラン圏の通貨も法貨として認めた。さらに実際には費用節約のために連邦が発行した通貨は僅かであり、硬貨の80%は主にパリから供給された。

ところが、通貨改革後、通貨制度がフランス・フランを基礎としたことで問題が発生した。フランスで金価格が低下し (銀価格が高騰し)、スイスに銀フランが供給されなくなった。そこで1850年代のスイス国民は法貨ではないフランスの金貨を主に使用することになった。1860年1月31日法でスイス政府はフラン圏金貨を法貨として追認し金銀複本位制に移行した。

また、同法は、銀流出による少額貨幣の欠如に対応するため5フラン銀貨を除いて銀含有量を80%に引き下げた。この結果、フラン圏のフランス、ベルギー、イタリアにスイスの質の悪い銀貨が流入し、通貨混乱を招いた。こうした事態に対応するため1865年ラテン通貨同盟がこれら4国によって結成された。

その後、普仏戦争が勃発しフランスが金輸出を禁止すると1870年12月22日法によりスイスでも金貨の鑄造が認められた。金フランは純度90%、0.32258グラムである。しかし、実際には硬貨の需要は他のラテン通貨同盟の硬貨でまかなうことができたので、初めて金貨が鑄造されたのは1883年のことであった。

他方、紙幣に関しては厳しい制約が課されていた。1848年の通貨改革は紙幣を含まず発券はカントンの特権であった。連邦が銀行券に関する立法権を得たのは1874年の憲法改正によってだが、発券業務の独占は禁じられ、銀行券発行はカントンが出資するカントン銀行

かカントン監督下の民間銀行に限られた。76年に主な発券銀行間で結ばれた協定（Konkordat）により、相互の銀行券交換が実現した⁵⁾。

ところが、1880年代後半からスイスの貿易赤字が増大し、スイス・フランはとくにフランス・フランに対して減価した。このため、スイスの発券銀行には兌換請求が急増し銀準備の流出が起き、発券銀行は危機に追い込まれた。為替相場を安定させ通貨供給の管理を行うために銀行券発行権限の集中すなわち中央銀行の設立が要請されることになった。

1905年10月6日法によりスイス国立銀行が株式銀行として設立された。同行は銀行券の発行を独占する中央銀行であったが、スイスの通貨・金融政策は未だ自立していなかった。26年12月スイスはラテン通貨同盟加盟国に対して、スイスは27年1月1日に同盟が解散したものとみなすと通知した。スイスのラテン通貨同盟離脱によってスイスはフランスの通貨圏から独立し、金融政策は国家当局にしたがうことになった。31年6月3日貨幣法によりスイスは金本位制に移行し、100フラン、20フラン、10フランの金貨鑄造とそれらが法貨となることを決めた。旧5フラン銀貨は補助貨幣になった⁶⁾。

今日スイス・フランは国際的に高い信用を得ているが、それは連邦成立後のフランスへの依存の時期を経て、ラテン通貨同盟が解体し、ようやく獲得した金融政策の自立性の賜物である。

第2節 イタリア統一と単一通貨への途

1861年イタリアはサルディニア王国主導の下で統一を達成した。新国家イタリアは即座に通貨改革に着手し、スイスとは異なり硬貨と紙幣の両方の統一を試みた。硬貨の統一は順調に進んだが、しかし、紙幣の統一には長い期間を要した⁷⁾。

イタリアはフランスに倣い複本位制を採用した。新通貨単位はリラ（lira）銀貨で、平価はフランス・フランと同じである。1862年8月24日法は100、50、20、10、5リラの金貨の無制限発行と民間勘定での5リラ銀貨の発行を許可した。

また、イタリアがラテン通貨同盟に加盟すると、憲法は他の加盟国の金・銀基準硬貨も法貨であると規定した。ただし、1875年2月5日のラテン通貨同盟内の協定により銀貨の無制限発行は中止された。こうして、イタリアは跛行本位制（limping standard）⁸⁾を採用することになった。5リラ銀貨は民間取引で流通し続けたが、1927年12月27日イタリアは正式に金本位制を採用した。

単一硬貨の導入とは対照的に紙幣発行の統一は困難な過程を辿った。1861年にサルディニア銀行が国家当局によって国家発券銀行の役割を与えられ名称もイタリア王国国立銀行（Banca Nazionale nel Regno d'Italia: BNR）となった。しかし、反独占的な自由主義的政策の影響で同行に発券独占を付与することはできなかった。トスカナや南部では地元の発券銀行の紙幣が用いられ、旧サルディニア王国と密接な関係を持つBNRに対する反発が地方に

欧州通貨統合の歴史

は根強くあった。地域の銀行券は法貨の地位を得ていた。

1874年4月の銀行法は銀行券の統合に向けての最初の一步であり、発券特権を6行だけに認めた。銀行法はBNR、ナポリ銀行(Banco di Napoli)、トスカナ国立銀行(Banca Nazionale Toscana)、トスカナ信用銀行(Banca Toscana di Credito)、シシリア銀行(Banco di Sicilia)およびローマ銀行(Banca Romana)の6行には資本金と預金の3倍までの発券を認め、過度の通貨流通を抑制した。

1880年代にイタリア経済が成長すると発券銀行間の競争は激化した。85年に発券限度を金属準備でカバーすることが認められると銀行は準備を強化するため外国から資金を引き上げさらに激しい競争に突入した。銀行は貸付を通じて自行の銀行券の流通の市場シェアを拡大しようとしたので、80年代後半は資本市場危機、リラへの圧力が起きた。91年の銀行危機によって発券銀行のひとつであるローマ銀行が倒産した。また、トスカナの2行とBNRが合併しイタリア銀行が設立された。

1893年8月10日法は3行にのみ発券特権を認めたが、イタリア銀行が全発券の4分の3を占めた。1907-08年、1921-22年の金融危機においてイタリア銀行が最後の貸し手機能を示したことが通貨統合に向けての仕上げ段階となった。1926年に中央銀行としてのイタリア銀行が設立され、発券独占の権利を得、他行の準備や流動性を監視することとなった。また、27年12月21日法で金為替本位制が導入され、100リラは金7.919グラムとされた。

以上見てきたとおり、イタリアでは政治的統一がなされた後も紙幣の統一には失敗し、その実現に70年を要した。その理由は、地域経済の自立性の強さと、地域を地盤とする複数の発券銀行の存在であった。だが、複数の発券銀行の存在は、イタリアの金融システムに固有の脆弱性をもたらし、結果的に金融危機を深刻化させ、最終的に中央銀行の設立と金本位制の導入に帰結した。中央銀行の設立によりイタリアの通貨システムの安定性は格段に向上した。

第3節 ドイツ統一と単一通貨への途

1834年のドイツ関税同盟の設立は、南北に分断されていたドイツ経済統合の基礎を与えた。しかし、関税同盟内の通貨は統一されておらず、流通する通貨はいずれも銀本位制ではあったが多様であった。関税同盟の推進者たちは、財の自由な取引のために通貨の多様性が障害であることを理解し、協定の第14条で関税徴収を同一種類の通貨で行うことを規定した。

それでも、1871年のドイツ帝国誕生時に、ドイツには6つの通貨圏が存在していた。すなわち、①ターラー(thaler)通貨圏。北部と大部分の中部ドイツ。②グルデン(gulden)通貨圏。南部と一部中部ドイツ。③フラン通貨圏。新たに獲得したエルザス・ロートリンゲン地方。④リューベック通貨圏。リューベックおよびハンブルク両自由都市。⑤ハンブルク

商人のマルク・バンク通貨。⑥金ターラー通貨圏。ブレーメン市、である⁹⁾。

ドイツ関税同盟成立後、貨幣の無秩序を解消することを目的として1837年8月南ドイツの諸邦・都市によってミュンヘン通貨協定が結ばれた。この結果、南ドイツ通貨同盟に参加する地域では、鑄貨の統一が行われグルデンを同盟の貨幣とし、 $24\frac{1}{2}$ フローリン (florin) 銀マルクを基準単位とした。

1838年7月にドレスデンで開催された関税同盟の通貨会議において北ドイツで流通していたターラーと南ドイツのフローリンの間で換算比率が決められ、39年1月にマルクを共通の基準単位とする銀本位制の通貨同盟が発足した(ドレスデン条約)。通貨間の換算比率は、1北ドイツ・マルク=14ターラー、1ターラー=1 $\frac{3}{4}$ フローリン、1南ドイツ・マルク= $24\frac{1}{2}$ フローリンと定められた。さらに57年、南北ドイツの通貨同盟は統一された。

1846年にプロイセン銀行が発足し、56年に同行の発券上限が撤廃されると銀行券の利用が拡大した。60年のドイツにおける銀行券流通の8割近くをプロイセン銀行券が占めた。しかし、1853-56年の間に19もの発券銀行が設立されており、60年代初頭で未だに30行ほどの発券銀行が活動していた。この時代、ドイツ諸邦は自立的な通貨主権を持っており、こうした状況が発券銀行の乱立の背景となっていた。

他方、1860年代からドイツではどの金属が本位貨幣としてふさわしいかについて論争が展開された。商工業者団体は、イギリス、フランス、アメリカで流通している貨幣が金であることから金本位制を主張していた。こうした主張は政治の場やメディアでも取上げられ、とくに貿易と金融の最も重要な相手であるスターリング圏との結びつきを重視する見地から金本位制の潮流が勢いを増した。1868年連邦議会は、中央集権的な通貨システムを支持し、従来の分権的な通貨主権のあり方を改め中央機関に通貨主権を移譲するとの決議を採択した。

1871年初め、ドイツ帝国が建国された。普仏戦争の勝利によって、ドイツはフランスから50億金フランの賠償金を得たが、これがドイツの金本位制採用を容易にした。71年12月4日法に従って帝国金貨が基準硬貨として導入され、10、20マルク金貨が鑄造された。しかし、法律は金本位制か複本位制かを明確にしておらず関税同盟時代の旧5ターラー銀貨も流通しており実際には跛行本位制であった。

1873年7月9日の第2次鑄貨法で5、10、20マルク金貨と補助貨幣である各種の銀、銅貨の鑄造が決定され跛行本位制が続いた。ドイツにとりどのように流通から旧ターラー銀貨を引き上げるかが問題であった。ところが、ベルギー、フランス、イギリスで金需要が増大しドイツ金貨にプレミアムが付き銀貨の流通に歯止めはかからなかった。

1875年3月14日の銀行法によりライヒスバンクが設立され最終的な金本位制への移行が本格化する。75年7月にライヒスバンクは銀行券の兌換を表明し、ドイツ金貨へのプレミアムをなくした。70年代初めに総硬貨流通の13%しか占めなかった金貨は70年代末には60%以上となった。1907年10月1日ターラー銀貨は法貨の地位を失い跛行本位制は終わっ

た。09年7月1日の通貨法でドイツは正式に金本位制を採用した。

他方、ドイツにおける紙幣発行の統一は緩慢に進んだ。金本位制が事実上導入されるとイギリスをモデルとする強力な中央銀行が金貨を維持するために必要であるとの議論が高まった。さらに、1872年以降の金流出によって割引政策が経済において演じる役割への期待が中央銀行設立への要求を高めた。すなわち、適切な割引政策は資本の流れをコントロールでき、それは責任のある中央銀行によって実施されるというものであった。この議論は、発券の多様性を支持する議論を切り崩し、発券独占を持つ単一発券銀行設立への道を拓いた。

ライヒスバンクは全国で通貨流通を調整し、固定レートで金を売買する義務を負った。ライヒスバンクは政府に従属したが、実際には自立した政策を行った。その理由の一つは、銀行券が貴金属と trade bills（輸出貿易手形と輸入貿易手形）をもとに発行されていたからである。こうしたライヒスバンクへの権限の集中の結果、民間発券銀行は営業継続を断念していった。1906年には4行（ライヒスバンク、サクソニー、ビュルテンブルク、バーデン）が残ったが、1909年6月1日にライヒスバンク券のみが法貨として宣言された。

このようにドイツの場合、1871年の国家統一と金本位制導入の前から通貨システムが標準化されたことで、通貨統合は順調に進展した。プロイセンはドイツ帝国内の経済大国であり国家をコントロールし、ライヒスバンクを設立時から発券銀行のリーダーに育てようとしていた。確かに根強い地域主義のために多数の発券銀行が存続したが、ライヒスバンクの存在を脅かすものとはならなかった。

第2章 19世紀後半のヨーロッパ内通貨同盟

第1節 ドイツ・オーストリア通貨同盟

第1章でみた国家統一と並行して形成された通貨同盟とは別に、ヨーロッパの国民国家による国際的な通貨同盟も19世紀後半に設立された。オーストリアはドイツ関税同盟の設立に反対したが、その試みは挫折した。そして、オーストリアにとって自国の影響力を拡大する観点からもドイツ関税同盟との間に経済関係を構築することが重要となった。この結果、1853年2月通商条約が締結された。条約19条は、共通の通貨制度を採用するための交渉を行うことを規定していた。当時オーストリアは紙幣本位制を採用しており、通貨制度が大きく異なる両地域の通商関係を発展させる上で通貨面での安定は不可欠であった。

1854年のウィーン通貨会議でオーストリアはドイツ側に銀本位制を放棄するよう求めたが受け入れられなかった。その後、オーストリアがプロイセンの要求を受け入れることが明らかになり交渉は再開された。57年1月24日にウィーン条約が締結されドイツ・オーストリア通貨同盟が設立された¹⁰⁾。オーストリアは銀本位制のプロイセンに対抗して金本位制の採用を主張したが挫折し、条約は統一ターラー銀貨の導入を決めた。新しい1ターラーは

銀 16.7 グラムであり、北ドイツ・ターラーと等価とみなされた。

また、条約は、北ドイツ・ターラー、南ドイツ・フローリン、オーストリアの通貨単位であるフローリンとも交換比率が設定され独塊内で自由な通貨流通が保障された。すなわち、ドイツ・オーストリア通貨同盟は、純銀 500 グラムを単位とし、北ドイツ・ターラー：南ドイツ・フローリン：オーストリア・フローリン=1：1 $\frac{3}{4}$ ：1 $\frac{1}{2}$ と交換比率を設定し相互の流通を認めた。同盟の統一ターラーは並行通貨として受け入れられ、1851-71 年に南ドイツで鑄造された硬貨の 90% 以上が同盟の統一ターラーであった¹¹⁾。条約の有効期限は、78 年 1 月末または 20 年間と定められ、終了 2 年前までに破棄の通告がなされない限り、自動更新される。

オーストリアは 1761 年から不換紙幣を利用していたが、1858 年 9 月に不換紙幣を廃止し 59 年 1 月から銀兌換が再開した。しかし、59 年 4 月にイタリアとの戦争が勃発したため銀兌換を停止し再び不換紙幣に戻った。

さらに、第二の兌換再建も 1866 年に普墺戦争が勃発し、オーストリアが兌換を停止したので、オーストリアは事実上同盟を脱退した。正式には 1867 年 6 月にドイツ・オーストリア通貨同盟は解散した。そして、1871 年に普仏戦争に勝利したプロイセンが中心となりドイツ帝国が誕生し、事実上の金本位制を採用した。他方、オーストリアが金本位制を採用したのは 92 年のことであった。

いずれにせよ、ドイツ・オーストリア通貨同盟は同じドイツ語圏という共通性を持っていたものの、プロイセンとオーストリアの間にドイツ関税同盟の支配をめぐる深刻な対立があり、また経済的にオーストリアがドイツほどに発展できなかったことから両地域の溝が深まり短期間しか存続できずに崩壊した。

第 2 節 ラテン通貨同盟

1803 年のフランスの貨幣法は、5 グラム銀貨（純度 90%）を 1 フラン貨幣として発行し、金銀比価を 1：15.5 にした。他方、フランスとの経済的関係が強いベルギー、スイス、イタリアは協定を結ぶことなく一方的に同法に基づく貨幣鑄造を行い、相互に通貨が流通していた。しかし、金銀比価の変動により 1850 年代に金価格が低下し複本位制の弱点が露呈した。すると、60 年スイスが銀の含有率を 80% に引き下げ、ついで 62 年イタリア、64 年にはフランスが 82.5% に銀含有率を引き下げて品位の異なる劣悪な銀貨を鑄造したため混乱が起こった。

異なる純度の補助貨幣が高品位の銀貨に交換され補助硬貨の輸出は止まった。これは、独自の補助硬貨をもっていないベルギーを困難な状態に陥れた。ベルギーは補助硬貨の統一制度を求めた。ベルギーの要求により、貨幣の統一を目的にして 1865 年 11 月フランス、ベルギー、スイス、イタリアはパリにおいて国際通貨会議を開いた。同年 12 月 23 日 4 カ国によ

りラテン通貨同盟条約が締結され、条約は66年8月1日発効した¹²⁾。

フランスはラテン通貨同盟に対して複本位制の単一通貨圏の設立という目的を持っていた。会議でフランス以外の国は金本位制を望んだが、フランスとの金融上の結びつきからフランスに押し切られ同盟は複本位制を採用した。条約によりフランス、ベルギーおよびスイスのフラン、イタリア・リラ、後にギリシャ・ドラクマが基準単位であるとされ、平価は1対1である。条約は硬貨についてのみ規定し、同盟の金貨は100, 50, 20, 10, 5フランとされ5フラン銀貨がこれに加えられた。硬貨の純度はすべて90%である。また、補助貨の2フラン、1フラン、20サンチーム、50サンチーム銀貨の純度は仏伊に従い83.5%とした。条約の期間は15年であり、期限終了後2年間は金貨および5フラン銀貨によって償還が行われる。金貨と5フラン銀貨は無制限法貨であり、加盟国は償還の義務を負わない。比価について明確な規定はないが伝統的な1対15.5に従い従来通りの自由鑄造を認めた。

ラテン通貨同盟には1869年にギリシャが加盟したが、実際にはオーストリア、スペイン、ルーマニア、フィンランド、セルビア、ブルガリア、コロンビア、ペルー、ベネズエラ、アルジェリア、チェニスなどが協定を結ぶことなく同じ制度を採用した。このようにラテン通貨同盟は世界的に大きな通貨圏へと発展した。その理由は、フランスとくにパリが国際決済で中心的役割を演じていたからである。ラテン通貨同盟の要であったフランスは、ヨーロッパでも最も重要な資本輸出国の一つに成長した。

しかし、政治的な問題が通貨同盟を当初から動揺させた。1866年イタリアは普墺戦争に際してプロイセン側について参戦し、不換紙幣の発行を余儀なくされた。プレミアのついたイタリア硬貨はフランスとスイスに大量に流出し金銀比価の変動は複本位制をとるラテン通貨同盟を揺るがした。さらに普仏戦争の敗北による多額の賠償金の支払いによって1871年フランスが紙幣本位制に転落した。

こうしてラテン通貨同盟は19世紀末には有名無実化した存在となり、第一次大戦の混乱により完全に機能を停止した。最終的に1925年12月ベルギーが脱退を通告し、26年10月に金本位制を採用した。同年12月にはスイスがラテン通貨同盟は消滅したとの宣言を行い、ここにラテン通貨同盟は完全に消滅した。

ラテン通貨同盟においては、経済的にフランスが他の国を圧倒していた。しかし、フランスが複本位制を譲らず、同盟は複本位制による金銀比価の問題に悩まされた。さらにフランスが政治的、経済的に不安定化すると、ラテン通貨同盟は事実上の機能停止に追い込まれ、第一次大戦によって最終的に消滅することになった。

第3節 スカンジナビア通貨同盟

中世以来、スウェーデン、ノルウェー、デンマークのスカンジナビア三国は政治的にも経済的にも密接な関係を築き、通貨面においても類似した制度を採用していた。三国は銀本位

制を採用し、相互に硬貨と銀行券が流通していた。

1871年ドイツが事実上金本位制を採用するとドイツと貿易上の関係の深いスカンジナビア諸国は、ドイツと同じ通貨制度を採用する必要に迫られた。72年12月スウェーデンとデンマークがスカンジナビア通貨同盟を設立する条約に調印し、翌年同盟は発足した。このときノルウェー議会は同盟への参加を否決したが、75年10月にはノルウェーもスカンジナビア通貨同盟に参加した¹³⁾。

同盟参加国は金本位制度を採用し共通通貨クローネ(crown)を規定し、相互の通貨流通を認めた。クローネは純度90%、量目0.448026グラムの純金(1/2480kg)を含む。標準硬貨は10および20クローネ金貨である。補助硬貨は銀とブロンズで、金貨も含め完全に三国とも同じで違いは刻印だけであった。三国の通貨は相互に法貨として認められた。

スカンジナビア通貨同盟は、ドイツ・オーストリア通貨同盟やラテン通貨同盟とは異なり成功した。金本位制を選択したことで複本位制が経験した困難を回避し、硬貨と銀行券の交換に問題はなかった。1885年にスウェーデンとノルウェーの中央銀行間で結ばれた協定により両国の中央銀行は無利息、無手数料で相互に貸し越すことを認めた。協定は88年に発効し1905年にはデンマークも参加した。清算はクレジットが期限切れとなってから金でなされる。さらに世紀転換期には、硬貨だけでなく同盟内中央銀行の発行する銀行券の自国内における流通を相互に承認した。1894年にスウェーデンとノルウェー、1901年にノルウェーとデンマークが、平価で他国の銀行券を法貨として受け入れる協定を締結した。ここに完全な形での通貨同盟が完成した。

しかし、1905年にスウェーデンとノルウェーの政治同盟が終わったことをきっかけとして通貨同盟に緊張が走った。スウェーデンは1885年の協定をいったん破棄したが、難航した交渉の結果新協定が締結された。これにより、三国の中央銀行によって利用されるクレジットは為替レートの安定にのみ利用されることになった。

スウェーデンとノルウェーはデンマークに対して長年に渡りマイナス・ポジションだった。これは両国からデンマークへの金流出を意味する。この背景は通貨政策の違いであった。デンマークの中央銀行は他の二国とは違って緊縮政策をとり、デンマーク・クローネの域内における購買力を強化した。この結果、スウェーデンとノルウェーの通貨が貿易や資本取引を通じてデンマークに流れ、均衡が崩れた。

このように、同一通貨を使用する通貨同盟においては、各国が通貨政策を協調し同盟内で各国通貨が同じ購買力を持つならば政治同盟がなくとも成立するが、通貨政策が十分調和せず収斂しないのであれば、この通貨同盟は破綻する危険性があるという教訓を引き出すことができる¹⁴⁾。

さらに第一次大戦の勃発により各国は金本位制の停止(兌換禁止、金輸出禁止、自由鑄造禁止)の措置をとった。ここにスカンジナビア通貨同盟は機能を停止した。スカンジナビア

欧州通貨統合の歴史

通貨同盟では他の交戦国に比べれば為替相場は安定していたが、ノルウェーとデンマークのクローネはスウェーデン・クローネに対して5~7%程度安くなった。両国は経常収支が悪化し、スウェーデンは平価協定を破棄し、切り下げを宣言した。また、1916年初めには交戦国からの輸入増によりスウェーデンは金の大量流入に直面し、インフレを懸念したスウェーデンは金輸入を禁止した。通貨同盟の法貨である金貨の輸入禁止を契機に三国の中央銀行は協調的行動をやめ、17年4月の妥協で金通商禁止を相互に尊重することになった。ここに事実上通貨同盟は終了し、最終的には24年に相互の法貨としての流通を禁止したことによりスカンジナビア通貨同盟は解消した。

前二つの通貨同盟は失敗したとの評価を歴史的に受けているが、唯一の成功例がスカンジナビア通貨同盟であった。同盟に参加した三国はほぼ同様な経済構造をもって発展し、対等なパートナー関係を構築し、各国通貨に対等な地位を与えていた。ただし、1905年以降、経済通貨政策の相違から通貨同盟の運営に支障が生じ始めた。最終的に第一次大戦という外因により機能停止に追い込まれたが、それまでは本同盟は機能し三国の経済発展に貢献した。

第3章 第二次大戦までの欧州における通貨統合・通貨協力の経緯

第1節 ベルギー・ルクセンブルク通貨同盟

第一次大戦後、独仏に挟まれた地域のベルギーとルクセンブルクは経済同盟を結成した。ベルギー・ルクセンブルク経済同盟条約は、1921年7月25日に調印され、22年5月1日に発効した。経済同盟内では相互の財の自由流通を内容とする関税同盟とともに通貨同盟も成立した¹⁵⁾。戦前ルクセンブルクはドイツ関税同盟に属し、ルクセンブルクは国内通貨としてドイツのマルクを使用していた。しかし、ベルギー・ルクセンブルク経済同盟においてベルギー・フランとルクセンブルク・フランの両通貨をベルギー国立銀行が発行し両通貨は1対1で交換される。また、同盟の対外通貨はベルギー・フランとされた。

このようにベルギー・ルクセンブルク経済同盟はベルギーが主導する通貨同盟となったが、1930年代の不況時に両通貨の交換比率が変更された時を除き第二次大戦後も継続した。通貨同盟は、ユーロが登場し、両通貨が廃貨されるまで続いた。

ベルギー・ルクセンブルク通貨同盟結成時の人口はベルギー750万人に対してルクセンブルク27万5000人で経済的にもベルギーがルクセンブルクを圧倒していた。こうした両国のきわめて大きな政治力と経済力の違いが通貨同盟成功の要因であった。

第2節 金ブロック

1930年代の大恐慌は世界の通貨事情にも深刻な影響をもたらした。31年にイギリスが金本位制を離脱し、これを画期に主要国の金本位制離脱が加速した。33年6月12日から開催

されたロンドンでの世界経済会議は為替相場の安定が主要課題であったが、会議中の7月4日にアメリカのローズヴェルト大統領は為替の人為的安定化に反対する爆弾発言を行い、国際金本位制は崩壊した。

これに対して、同日、金本位制を維持していたフランス、ベルギー、イタリア、スイス、オランダ、ポーランド6カ国は、従来の金平価での金本位制を維持するための中央銀行間の協力を宣言した。これが、金ブロック（Gold Bloc）である¹⁶⁾。金ブロックは、その内容と参加国から19世紀後半のラテン通貨同盟を起源としたとみることができる。アメリカの経済学者キンドルバーガー（Charles P. Kindleberger）は、金ブロックが「伝統を遡れば、フランス・フラン、ベルギー・フラン、スイス・フランが等価であった1865年のラテン通貨同盟にある程度は基礎を求めることができる」¹⁷⁾と述べている。また、スペイン、ラトビア、リトアニア、トルコ、ダンチヒはフランス・フランと固定相場制を維持し金ブロックに連携した。

金ブロック諸国は、他国の金本位停止と通貨切り下げによって過大に評価された為替相場を維持するためにデフレ政策を採用することとなり国内の不況は深刻化した。金ブロックは、加盟国の自助努力に多くを頼り相互支援などのメカニズムを持っておらず国内に大きな負荷を課したのみならず、世界の景気回復の足を引っ張った。

1934年5月にイタリアはエチオピア侵攻による財政負担に耐え切れず金輸出を禁止し、為替管理政策に移行し金ブロックを離脱した。次に問題となったのが輸出依存度の高いベルギーであった。ベルギー・フランの過大評価によって主要な輸出先であるスターリング・ブロックへの輸出不振に陥り失業者が急増し、そこに商業銀行と投資銀行の兼営による銀行危機が追い打ちをかけベルギー経済は困難に陥った。さらに35年1月のポンド切り下げによりベルギー・フランに対する投機が起き、中央銀行のベルギー国立銀行からの金流出は激増した。35年3月17日ベルギーはついに為替管理に踏み切った。最終的にベルギーは3月31日にベルギー・フランを28%引き下げ、リフレ政策への転換を図り、金ブロックから離脱した¹⁸⁾。

金ブロックの盟主フランスも、フランの平価を維持するためにデフレ政策を続けたので、物価は下落し銀行倒産が相次ぎ不況は深刻度を増した。こうしてフランス・フランは切り下げ予測から何度も投機圧力を受け、そのたびに政府はデフレ政策と均衡予算によりフランの信認を回復しようとしたのでデフレ・スパイラルに陥り、国民の不満は高まった。ベルギー・フランの金ブロック離脱と切り下げはフランス・フランに対する信認の低下を加速し、フランスからの金流出額は1934年に61億4200万フラン、35年には123億3200万フランに膨らんだ。

1936年4月と5月に行われた総選挙の結果、左派の人民戦線が勝利し、6月4日にレオン・ブルム（Léon Blum）内閣が誕生した。オリオル（Vincent Auriol）財務大臣は、フラン

に対する投機を受け9月26日ついにフランの切り下げを宣言し、10月1日の貨幣法で正式に切り下げに踏み切り金本位制を停止した。スイス、オランダもフランスとほぼ同時に金本位制の停止を行い、ここに金ブロックは崩壊した。

第4章 第二次大戦後のヨーロッパにおける通貨協力

第1節 ベネルクス通貨協定

第二次大戦中、ベネルクス三国はロンドンにおいて亡命政府の帰国後関税同盟を設立することで合意した。ベネルクス関税協定は1944年9月に調印された。だが、関税同盟の合意より前にベネルクス三国亡命政府は、第二次大戦後に備えて通貨協定を1943年10月に締結していた¹⁹⁾。通貨協定は、戦前の為替相場を基準にしたが、オランダ・ギルダーが若干切り下げられ1ギルダー=16.52ベルギー・フラン（100ベルギー・フラン=6.053ギルダー）に為替レートを固定し、レートの変更には事前協議を行うこと、国際収支が不均衡に陥った場合には相互に信用を供与することを主な内容とした。なお、ベルギー・ルクセンブルク経済同盟によりルクセンブルク・フランはベルギー・フランと等価である。

協定に基づき、相互の貿易を促進するため両国の中央銀行間では、黒字国の中央銀行が自国通貨で赤字国の中央銀行に10億ベルギー・フラン（6050万ギルダー）を限度に融資する。返済は債権国通貨または金その他合意された通貨でなされる。さらに、貿易収支の不均衡が拡大した場合には、是正措置を協議して信用の拡大が図られる。

協定は通貨同盟外への対応として、一方の国が持つ相手国通貨を、相手国の同意が得られた場合第三国に対する決済に用いることができた。また、債務国は債権国の同意を条件として債務を第三国の外国為替によって決済することも可能であった。

協定はベネルクス域内の決済だけでなくより広域的な地域通貨同盟を志向していた。すなわち、協定はベルギー、オランダ両国が合意すれば第三国を含む広域的な通貨同盟へと拡大する可能性があることを示した。したがって、ベネルクス同盟は双務主義から出発したが、より広域的な経済圏の可能性を視野に入れていた²⁰⁾。

戦後、ベネルクス通貨協定は機能し、加盟国間の通貨・金融関係を安定させ、1949年のオランダ・ギルダーの切り下げまで為替相場も変更されなかった。ベネルクス関税同盟も1948年1月に発足し、三国間の関税は即座に撤廃された。このように通貨協定は関税同盟発足の前提条件となっていた。

第2節 ヨーロッパ決済同盟（EPU）

第二次大戦終了直後の世界ではドル圏を除いて外貨が不足し、双務的な協定にもとづくクリアリング方式を導入した。戦後のヨーロッパ諸国通貨は、交換性を喪失し、復興のための

資材や食糧の輸入には金またはドルやスイス・フランのようなハードカレンシーでの支払いが必要であった。そこで外貨の効率的な運用や節約のために、戦時中からの為替管理を継続するとともに双務的な貿易・決済協定を結んでいた。

しかし、双務的協定では債権国は信用の拡大に慎重になり、債務国は金かドルでの決済を最終的に行わざるをえないので輸入を抑制することになり、世界とくにヨーロッパ域内の貿易、経済は拡大する基盤を構築できない。そこで、双務的決済を多角的な決済に拡大する方向が模索された。とくにベネルクス諸国においては、ベルギーがヨーロッパ諸国に対して債権国であり、他方、オランダはベルギーを始め第三国に対して赤字が累積し債務国となっていた。ベネルクス通貨協定によるベルギーからオランダへの信用の供与も効果なくオランダ経済は債務を累積させベネルクス関税同盟は窮地に陥っていた。

そこでベネルクスの主導の下で戦後最初の多角的な相殺協定が 1947 年 11 月に「多角的通貨相殺協定」(Agreement on Multilateral Monetary Compensations)として締結された。協定にはベルギー、オランダ、ルクセンブルク、イタリア、フランスが参加した。1948 年 10 月には、「第 1 次ヨーロッパ域内決済および相殺協定」(First Agreement for Intra-European Payments and Compensations)が成立し、後述する OEEC 加盟国が参加した。さらに、49 年 9 月には第 2 次協定が成立した。こうして、47 年から 3 回の多角的決済協定が毎年結ばれヨーロッパにおける決済を緩和していった²¹⁾。

1947 年 6 月の米国務長官マーシャルが発表したヨーロッパ復興計画(マーシャル・プラン)は、戦後ヨーロッパ諸国が直面していた貿易と支払いの困難を根本的に解消する内容を持っていた。47 年夏パリで開催されたマーシャル・プラン会議においてベネルクス諸国はヨーロッパが直面する課題に関する覚書を発表した(ベネルクス・メモランダム)²²⁾。ベネルクス・メモランダムは、3つの主要な内容を持っていた。第一が多角的基盤のうえでのヨーロッパ貿易の調整であり、第二がドル基金を創設することによってヨーロッパ通貨の交換性の拡大を図ることであり、第三がマーシャル・プランの枠内でドイツ経済の潜在力を活用することであった。これらの要求は他のヨーロッパ諸国にも受け入れられていった。

マーシャル・プランによる援助受け入れとヨーロッパ協調のためにヨーロッパ経済協力機構(Organization for European Economic Cooperation: OEEC)が、西欧 16 カ国によって 1948 年 10 月にパリに設立された。OEEC にはその後西ドイツとスペインが加盟し 18 カ国となった。OEEC 内の貿易を促進するためマーシャル援助の一部を用いてヨーロッパ決済同盟(European Payments Union: EPU)が OEEC 18 カ国によって設立された²³⁾。これは 1950 年 9 月 19 日スイスを除く OEEC 加盟国によってパリで調印され、7 月にさかのぼって発足した。なおスイスも 11 月には EPU に参加した。

EPU は概略次のようにして運営された。OEEC が任命した理事会が政策の決定をし、バーゼル国際決済銀行(BIS)が運営を代行する。加盟国は月末ごとに相手国に対する残高

欧州通貨統合の歴史

を BIS に報告し、BIS がそれを計算単位に換算し、双務的な債務と債権を多角的に相殺する。なお、計算単位 (Unit of Account) は、米ドルと等価である。各国の他の加盟国に対する債権・債務は EPU に対する純債権と純債務に切り替わる。EPU に累積された債権・債務は、金ドル決済とクレジットによって行われたが、金ドル決済の比率が増し 1955 年 8 月以降はそれまでの 50% から 75% に引き上げられた。

多角的清算機構である EPU が機能したことによってヨーロッパ内の決済は飛躍的に増大した。すなわち僅かな金とドルの決済により、貿易を大幅に促進し欧州域内の自由化率上昇にも貢献した。1958 年末ついにヨーロッパ通貨の交換性は回復した。このように EPU は西欧通貨の交換性回復に大きく貢献したのみならず 1958 年発足の欧州経済共同体 (European Economic Community: EEC) の設立を通貨面から促進する役割を持った。

EPU は通貨の交換性復活によりその使命を終え解散して、その残務はヨーロッパ通貨協定 (European Monetary Agreement: EMA) に引き継がれた。EMA は 1955 年 8 月に EPU 加盟国が EPU に代わるヨーロッパの通貨基金と多角的決済機構の設立のために締結した協定であり、58 年末の西欧通貨の交換性回復によって発効した。なお、EMA は、1973 年 1 月 1 日、OECD 加盟国による新しい協定の発効にともない清算された。また、OEEC も西欧の経済復興の使命を果たし 1961 年 9 月に改組され経済協力開発機構 (Organization for Economic Cooperation and Development: OECD) が発足した。OECD はヨーロッパの枠を超えアメリカとカナダが加盟し、日本も 64 年 4 月に正式に加盟した。

第 3 節 非政府組織による通貨統合案

欧州統合の進展において非政府組織の役割も大きかった。欧州統合を支持する非政府組織によって 1948 年 5 月にオランダのハーグで開催されたヨーロッパ会議は、共同市場の設立などを求める経済決議を採択した²⁴⁾。さらに、ハーグ会議を主催した諸団体は、48 年 10 月に欧州運動 (European Movement) を結成し、49 年 4 月 19 日から 25 日にイギリスのウェストミンスターで経済会議を開催した。会議には経済の専門家に加えて経営者、労働組合の指導者などが参加し、6 つの委員会に分かれて決議を作成した²⁵⁾。

通貨・金融委員会はイギリス人のレイトン卿 (Lord Layton) 委員長の下で決議を作成した²⁶⁾。通貨・金融に関する決議は、まず通貨の交換性の回復が欧州経済統合に不可欠であると述べる。そして、決議は欧州各国の金融政策における協調を促し、それを基礎に資本移動の自由を実現し、最終的には単一通貨とそれを担う欧州組織の設立を提案した。これは、現在の単一通貨ユーロと欧州中央銀行につながる構想である。

また、1949 年 8 月にフランスのストラスブールで開催された第一回欧州会議において、マッケイ (R.W.G. Mackey) は、連邦準備制度型の欧州中央銀行によるヨーロッパ共通通貨の発行を提案した²⁷⁾。40 年代末、非政府組織においては、通貨統合が政治統合や関税同盟

以上にヨーロッパ統合の主要な手段として考えられていた。

さらに、EEC 発足後の 1959 年 11 月 20 日、モネ（Jean Monnet）は、自身が創設したヨーロッパ合衆国行動委員会（Comité d'action pour les États-Unis d'Europe）に資本移動の自由化、財政政策の協調およびヨーロッパ準備基金の創設を求める決議を提案し、採択された²⁸⁾。

これら非政府組織の通貨統合案は政治家たちに届けられたが、当時の経済担当閣僚はその重要性と経済統合にとっての必要性に気づくことはなかった。いずれにせよ、政府間による通貨問題の解決策が EPU であるのに対して、非政府の欧州統合を支持する民間組織が通貨統合を志向していた点は特筆される。ここで示された通貨統合案がのちのウェルナー報告そしてユーロの源流となるからである。

第 5 章 EEC の発足と通貨問題

第 1 節 ローマ条約と「第二段階の行動計画」の挫折

欧州経済共同体（EEC）を設立したローマ条約は、共同市場設立を目標とし、まず関税同盟を目指した。EEC による貿易自由化の推進は、加盟国間の経済政策の協調を必然的に要請し、次いで通貨政策の協調さらには通貨統合を課題にすることになる。なぜなら、各国が域内で異なった経済政策を行えば混乱が生じ関税同盟の設立すら危ぶまれる。その上共通農業政策（CAP）によって農産物の統一価格が決まると、為替変動などによる混乱を避けるためにも通貨政策の協調が必要とされる。

しかしながら、ローマ条約は通貨政策の協調について認識していながら、通貨の面でほとんど何も規定していなかった。僅かに第 105 条 2 項で通貨政策の調整を促進するための諮問機関として通貨委員会（Monetary Committee）を設置すること、為替相場政策を共通の問題として扱うこと（同条 1 項）を表明したにすぎず、為替に関しても加盟国の通貨主権を前提としてそれに干渉するものではなかった。すなわちローマ条約は通貨同盟を想定してはならず、ローマ条約は「通商面では加盟国を密接に結びつけているが、通貨の領域では、各国の完全な自主権を認める」²⁹⁾ という問題を孕んでいた。この背景には、通貨統合まで踏み込むと超国家性を容認することになり各国の合意が得られないとの判断があったと考えられる。

ローマ条約が発効し 1959 年より関税同盟の形成に着手され始めると、ローマ条約に基づき 60 年 3 月 9 日に欧州委員会は諮問機関である通貨委員会を設置した。

経済、通貨政策の協調の必要性が強調されたのは 1962 年 10 月に EEC 委員会によって作成された「第二段階の行動計画」（Memorandum of the Commission on the Action Program of the Community for the Second Stage）である³⁰⁾。同計画では、ローマ条約を修正し関税同盟を基礎に通貨同盟への具体的な発展計画が提示された。すなわち、遅くとも過渡期の終

了までに加盟国通貨の為替相場を固定し通貨同盟を結成することが示された。計画では財務相会議を制度化し、中央銀行総裁会議を設立する。そして、将来は同会議をアメリカの連邦準備制度に倣った機関とし、通貨統合を第三段階の目的とすることになっていた。

EEC が通貨政策の協調を進めようとした背景には、共通農業政策の発足が間近に迫っていた事情がある。1962年1月14日、穀物、鶏肉、卵、果実、野菜、ワインについて共通政策を導入するという共通農業政策の基本的な内容が決定され第二段階における課題は通貨問題となった。なぜなら、農業共同市場が円滑に運営されるためには為替相場が安定し農産物の統一価格が混乱を免れることが不可欠であった。さらに、1964年1月に農業共同市場の原則が決定し、同年12月、共通農業政策の中心となる穀物、豚肉、鶏肉に対する統一価格で合意に達した。67年7月から統一価格が適用されることになり、農業共同市場の本格的な稼働が目前となった。

ところが、第二段階の行動計画は、国家主権の移行に反対するフランスのドゴール (Charles de Gaulle) 大統領によって挫折を余儀なくされた。EEC の決定機関である理事会の決定は、ローマ条約では第一段階では全会一致制をとるが、第二段階、第三段階へと進むにしたがって多くの分野で特定多数決を導入することになっていた。しかし、ローマ条約に埋め込まれていた超国家性にたいし、国家主権の堅持を譲らないドゴール大統領は第三段階に移行する前年の1965年に農業基金問題 (欧州議会の権限強化) を口実にすべての会議へのフランス人の出席をボイコットした。この「空席危機」のため「ルクセンブルクの妥協」によって特定多数決への移行は見送られ、全会一致性が維持されることになった³¹⁾。

しかし、欧州統合はこの挫折を乗り越えて進展する。農業面では、1967年7月に農業共同市場が発足し、68年7月には工業製品の関税同盟が予定より1年半早く発足した。さらに、欧州統合は制度面においても組織的結合を強化した。1967年7月にはEEC、欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) および欧州原子力共同体 (EURATOM) の3共同体は上位機関を併合し欧州共同体 (European Communities: EC) と総称されることになった。ECにおける決定機関は閣僚理事会 (Council of Ministers) であり、執行機関は欧州委員会 (Commission) となった。

第2節 ブレトンウッズ体制の動揺と通貨協力の必要性

1966年からアメリカの国際収支赤字によるドルの弱体化とEC加盟国間のインフレ率の相違の広がりが見られ、為替市場が混乱した。この国際金融市場の不安定化が、ECに通貨統合に向けた本格的な取り組みを開始させた³²⁾。

とくに、1967秋から69年秋にかけてドル不安によってヨーロッパ諸国通貨に対する投機が高まった。EC諸国通貨とドルを襲った危機の結果、69年8月にフランは11.1%の切り下げを余儀なくされ、他方10月にマルクは9.2%切り上げざるを得なかった。この背景に

はインフレに寛容な成長政策をとるフランスと物価の安定を最優先するドイツとの間における通貨問題に対するアプローチの相違があった。

EC 諸国間の為替変動は、1968 年 7 月に発足したばかりの共通農業政策に打撃を与えた。共通農業政策によって農産物の統一価格は EC の欧州計算単位 UC (Unit of Account) で表示される³³⁾。したがって、平価切り下げ国の国内農産物価格は上昇し、切り上げ国の価格は低下することになる。農産物価格が急激に変動することになると国内経済を混乱させることになるため、各国では農産物価格に介入し価格変動を抑えることになった。こうした共通農業政策の元来の目的に背く政策を防止するためには、固定相場制を維持する必要がある。EC が通貨協力に舵を切った背景には共通農業政策の円滑な運営があった。

1969 年 2 月 12 日 EC 委員会は、「共同体における経済政策調整と通貨協力に関する理事会への委員会メモランダム」を発表した³⁴⁾。この覚書は、委員会副委員長のフランス人バール (Raymond Barre) が提案したことからバール・プランと呼ばれる。

バール・プランは加盟国の中期の経済政策の収斂を主要目標の一つとする。具体的には、生産と雇用の成長率、物価、経常収支、総合収支の均衡などである。他方でプランは、通貨協調の共同体的メカニズムの創設を提案し短期の相互通貨支援を提唱した。そのうえで、経済政策の同調と通貨協調の間に緊密な関係を確立することを原則とした。こうした「パラレリズム」がバール・プランの特徴である³⁵⁾。1969 年 7 月 18 日、理事会はバール・プランを採択した³⁶⁾。

ローマ条約第 8 条が定めた過渡期間は 12 年であり 1969 年末をもって終了する。1970 年から EC は新しい段階に入ることになる。この課題を議論するため 1969 年 12 月 1-2 日にハーグで EC の首脳会議が開催された³⁷⁾。ハーグ首脳会議では、統合の完成、深化および拡大を 70 年代 EC の課題として示した。統合の完成とは、関税同盟を完成させた EC が、ローマ条約で目的とされた共同市場に向けてより統合を進めることを意味する。また、拡大とは 60 年代の 2 度にわたるイギリスの加盟申請を拒否した態度を転換し他のヨーロッパ諸国の EC 加盟申請を受け入れ EC 加盟国の増加を目指すことを意味する。

統合の深化は経済通貨同盟 (Economic and Monetary Union) を目的とするものである。ハーグ首脳会議でプラント西独首相はまず短期経済政策の協調と中期目標の設定を行い、次に欧州準備基金 (European Reserve Fund) を創設し経済通貨同盟を実現することを提案した。ポンピドー仏大統領はこの提案に同意し、1980 年までに経済通貨同盟を完成させることで合意した。EC は経済通貨同盟を目指し経済統合を再出発させることになった。ハーグ首脳会議コミュニケ³⁸⁾は、第 8 項で 69 年 2 月に委員会から提出されたバール・プランを基礎として、理事会が経済通貨同盟創設を目的とした段階的計画を 70 年中に作成することに合意した旨が記された。さらに、EC 各国首脳たちは、通貨協力の進展が各国の経済政策の協調に基づくべきであり、欧州準備基金創設の可能性についても検討されることで合意し

た。

第3節 ウェルナー報告

1970年3月財務相理事会は、通貨同盟について検討を行うルクセンブルク首相兼財務相のウェルナー（Pierre Werner）を長とする作業部会（ウェルナー委員会）を設置した。ウェルナー委員会は、5月20日に理事会に中間報告を提出し、6月8-9日の中間報告の結論を承認するという理事会決定を受けて、同年10月8日に最終報告（ウェルナー報告）^{39）}を発表した。同報告は、通貨統合史において画期的な内容を持った^{40）}。以下、報告の内容を概観しよう。

まず、加盟国の政治的意思が存続する限り、経済通貨同盟は1970年代に実現可能な目標である。経済通貨同盟では、各国から必要な権限が共同体に移譲され、経済政策の主要な決定が共同体レベルで行われることになる。したがって、経済通貨同盟は長期的には政治同盟に発展することになるとの見方を示した。

ウェルナー報告は、3段階を経て10年間で経済通貨統合を行う内容であった。報告は第一段階について詳しく具体的な説明をしている。第一段階は1971年1月1日から73年までの3年間であり、その間にEC各通貨の為替相場の変動幅を縮小する。それとともに各国は通貨政策と財政政策の協調を開始する。また、ローマ条約の改正の準備も行う。第二段階においては、為替相場の変動幅と各国の物価水準の差をさらに縮小する。

最終の第三段階において各国通貨の完全で不可逆的な交換性、為替相場の変動幅の撤廃、平価の絶対的な固定化、国家による外国為替の制限を撤廃して資本移動の完全な自由化を実現する。こうして成立する通貨同盟においては、各国通貨の呼称を残しておいてもよいが、心理面や政治面を考慮すると通貨同盟の不可逆性を保証する単一通貨の採用が望ましい。

これらの政策を実行するために最終段階で二つの共同体の機関の設立が必要となる。第一は経済政策決定機関であり、各国議会は経済政策分野の権限の一部を欧州議会に移譲し、政治的には欧州議会に責任を負う。第二は共同体中央銀行制度（Community System for the Central Bank）である。これは通貨政策のためのアメリカの連邦準備制度に倣った機関であり為替市場と準備管理への介入を行う。

報告は、ECの予算規模を劇的に拡大し必要な技術的手段として全面的で不可逆的な6カ国通貨の交換性、共通通貨政策、単一資本市場、加盟国財政政策の調和、共通の構造・地域・環境政策を提示した。

だが、ウェルナー報告は実現されなかった。その背景には経済通貨同盟を巡る独仏両大国の思惑の違いがあった^{41）}。他のEEC5カ国に比べフランスは経済通貨同盟に慎重であった。フランスは、中央銀行の活動の調整には理解があったが、国家主権の放棄である通貨統合は拒否した。また、拡張主義的経済政策を行う自由を保持したいので経済政策の統合について

も拒否した。他方、ドイツは政治同盟が経済通貨同盟には不可欠と考えており、また厳格な経済政策を実行しない国に対して通貨支援を行うつもりはなかった。

さらに、1971年8月のアメリカによる金ドル交換停止（ニクソン・ショック）をきっかけとして国際金融は動揺し、72-73年には各国が変動相場制へと移行したことによりウェルナーのプランは挫折した。しかし、報告発表の約30年後に単一通貨ユーロが登場し、ウェルナーのプランは変更されて実現したとみることができる。

むすび

本稿での検討から分かったことを最後にまとめておこう。まず、19世紀における近代的国民国家の形成とそれと並行してなされた通貨統合の過程からは、国民国家が主権としての通貨発行権を強力な地域主義など様々な苦難を乗り越えて獲得したことが確認できる。通貨発行権、金融政策は近代的国民国家の根幹にかかわる主権の重要な部分であることが分かる。ついで、19世紀後半からの国民国家同士の通貨同盟の歴史は、それが極めて困難であることを教えている。成功したといわれるスカンジナビア通貨同盟は、三国の経済構造が類似しており、最適通貨圏であったから成功したと考えられる。

第一次大戦後にも金ブロックなどの試みがあったが成功しなかった。しかし、ヨーロッパ大陸において通貨同盟への指向が極めて強かったことも忘れてはならず、その中心はフランスであった点も重要である。また、ベルギー・ルクセンブルク通貨同盟やベネルクス通貨協定の事例からは、対外開放度の高いベネルクス諸国が近隣諸国との安定した通貨関係を望んでおり、ヨーロッパ通貨統合の元来の支持者であることが分かる。

第二次大戦後は、欧州経済統合の具体的な進展とIMF体制の動揺とともに通貨統合への動きが強まった。その画期が段階的な通貨統合計画を示した1970年のウェルナー報告であった。これは10年をかけて通貨協力を強化し通貨統合を達成するという野心的内容であった。ウェルナー報告は、通貨統合を巡る独仏の見解の相違、さらにニクソン・ショックによる通貨混乱もあり実現できなかったが、マーストリヒト条約で出発する単一通貨構想の設計図を提供したという歴史的役割を持った。

以上みてきたように、欧州通貨協力・統合の歴史は平たんな道ではなかった。それは、世界経済の荒波を受けるとともに、欧州域内の関係に変化が生じるなど様々な要因によって翻弄されてきた。しかし、ヨーロッパにおいて通貨協力、通貨統合の努力は常に続けられ、単一通貨ユーロの誕生に至った。その意味で、通貨統合への道のりはヨーロッパ統合の苦難と混乱の道と重なり、また相互に影響を与え合ってきたことを示している。

(付記) 本稿は、2015年度東京経済大学国内研究費による成果の一部である。

注

- 1) ユーロの歴史、現状、課題については、とりあえず、拙著『知識ゼロからのユーロ入門』幻冬舎、2016年を参照。
- 2) Vanthoor, Wim F. V., *European Monetary Union since 1848: A Political and Historical Analysis*, Edward Elgar: Cheltenham, UK; Brookfield, US, p. 9.
- 3) 黒澤隆文「アルプスの孤高の小国スイス」渡辺尚編著『ヨーロッパの発見』有斐閣、2000年、178-179, 189頁。
- 4) スイスの通貨統一については、以下に拠った。Vanthoor, *op. cit.*, pp. 13-16; 黒澤隆文, 同上書, 193-195頁。
- 5) 黒澤隆文, 同上書, 202頁。
- 6) Vanthoor, *op. cit.*, p. 15.
- 7) イタリアの通貨統一については、Vanthoor, *op. cit.*, pp. 17-20に拠った。
- 8) 跛行本位制とは法制上は金銀複本位制を採用しているが、銀貨の自由鑄造は禁止している制度である。事実上の金本位制で複本位制から金本位制に移行する過程で生じる。
- 9) ドイツにおける統一通貨の形成については、以下に拠った。Vanthoor, *op. cit.*, pp. 21-26; 赤川元章「ドイツ」, 国際銀行史研究会編『金融の世界史—貨幣・信用・証券の系譜』悠書館, 2012年, 第3章, 103-105頁; 島崎久弥, 『ヨーロッパ通貨統合の展開』日本経済評論社, 1987年, 92-94頁。
- 10) ドイツ・オーストリア通貨同盟については、以下に拠った。Vanthoor, *op. cit.*, pp. 28-31; 島崎久弥, 前掲書, 94-97頁。
- 11) Vanthoor, *op. cit.*, p. 21.
- 12) ラテン通貨同盟については、以下を参照した。Willis, Henry Parker, *A History of the Latin Monetary Union: A Study of International Monetary Action*, University of Chicago Press: Chicago, 1901, rpt. AMS Press: New York, 1971; Vanthoor, *op. cit.*, pp. 31-37; 石山幸彦「複本位制の危機とラテン通貨同盟の結成」『土地制度史学』第120号, 1988年; 齊藤利三郎『国際貨幣制度の研究—ラテン通貨同盟を中心にして—』日本評論社, 1940年; 島崎久弥, 前掲書, 97-100頁。
- 13) スカンジナビア通貨同盟については以下に拠った。Vanthoor, *op. cit.*, pp. 37-42; 島崎久弥, 前掲書, 100-103頁。
- 14) Vanthoor, *op. cit.*, p. 40.
- 15) ベルギー・ルクセンブルク経済同盟・通貨同盟については以下に拠った。Hommel, Luc, *Une expérience d'union économique*, Louvain: Société d'études morales, sociales et juridiques, 1933, pp. 120-126; Mead, E., Liesner, H. and Wells, S. J., *Case Studies in European Economic Union*, London/New York: Oxford University Press, 1962, pp. 15-57; 拙著『欧州建設とベルギー』日本経済評論社, 2007年, 22-25頁; 拙稿「ヨーロッパ統合の中核—ベネルクス経済同盟」渡辺尚編著『ヨーロッパの発見』有斐閣, 2000年, 119-120頁。
- 16) 金ブロックについては以下に拠った。Vanthoor, *op. cit.*, pp. 56-57; 平岡賢司「世界大恐慌と国際通貨制度」国際銀行史研究会編, 前掲書, 398-402頁; 島崎久弥, 前掲書, 103-107頁。
- 17) Kindleberger, Charles P., *The World in Depression 1929 to 1939*, Revised and enlarged edition, 1986, p. 246 (石崎昭彦, 木村一朗訳『大不況下の世界 1929-1939』改訂増補版, 岩波書

- 店, 2009 年, 267 頁).
- 18) Baudhuin, Fernand, *Histoire économique de la Belgique 1914-1939. Tome Premier*, Bruxelles: Émile Bruyland, 1946, pp. 328-329 ; 拙著, 前掲書, 2007 年, 97-102 頁。
 - 19) ベネルクス通貨協定については以下に拠った。同上書, 140-142 頁 ; 拙稿「ヨーロッパ統合の中核」, 125-127 頁。
 - 20) 島崎久弥, 前掲書, 114-115 頁。
 - 21) 同上書, 117-123 頁。
 - 22) Vanthoof, *op. cit.*, p. 63; Bloemen, Erik, “A creditor’s dreams and nightmares: Benelux and the foundation of the European Payment Union”, in: Griffiths, Richard T. (ed.), *Explorations in OEEC History*, Paris: OECD, 1997, p. 202.
 - 23) EPU については以下に拠った。Dickhaus, Monika, “It is only the provisional that lasts: The European Payments Union”, in: Giffiths, *op. cit.*; Bloemen, *op. cit.* ; 島崎久弥, 前掲書, 123-129 頁。また, アメリカ側から見た EPU 設立交渉については, 須藤功「戦後アメリカの対外通貨金融政策と欧州決済同盟の創設」廣田功, 森建資編著『戦後再建期のヨーロッパ経済』日本経済評論社, 1998 年, 341-346 頁, 参照。
 - 24) 小島健「欧州統合運動とハーグ会議」『東京経大会誌』262 号, 2009 年, 130 頁。
 - 25) ウェストミンスター経済会議について, 詳しくは, 小島健「1949 年の欧州統合構想—ウェストミンスター経済会議決議の分析—」『東京経済学会誌』第 277 号, 2013 年, 参照。
 - 26) Archives of the European Movement, No. 1137, E. M., “Currency and Financial Resolutions adopted in Plenary Session, 24th April 1949”.
 - 27) 島崎久弥, 前掲書, 112 頁。
 - 28) Gerbet, *op. cit.*, p. 1069.
 - 29) Deniau, J. F., *Le marché commune*, PUF: Paris, p. 87 (野田早苗訳『共同市場』白水社(文庫クセジュ) 1976 年, 79 頁)。
 - 30) 第二段階の行動計画については以下に拠った。権上康男『通貨統合の歴史的起源』日本経済評論社, 2013 年, 14-22 頁 ; 島崎久弥, 前掲書, 140-150 頁。
 - 31) Vanthoof, *op. cit.*, pp. 73-74.
 - 32) Gerbet, *op. cit.*, p. 1069.
 - 33) 1 UC = 1 ドル = 純金 0.888671 グラムである。
 - 34) “Commission Memorandum to the Council on the co-ordination of economic policies and monetary co-operation within the Community, 12 February 1969,” *Bulletin of the European Communities*, March 1969, No. Supplement 3/69.
 - 35) 権上康男, 前掲書, 56 頁。
 - 36) Gerbet, *op. cit.*, p. 1069.
 - 37) ハーグ首脳会議に関して詳しくは, 以下を参照。Vanthoor, *op. cit.*, pp. 75-79 ; 権上康男, 前掲書, 76-77 頁 ; 島崎久弥, 前掲書, 159-163 頁。
 - 38) “Communiqué final du sommet de la Haye, 2 décembre 1969,” *Bulletin of the European Communities*, janvier 1970, No. 1.
 - 39) Commission of the European Communities, “Report to the Council and the Commission on the Realization by Stages of Economic and Monetary Union in the Community”, *Bulletin of*

the European Communities, No. Supplement 11/70, 1970 (日本経済調査協議会訳『共同体における経済通貨同盟の段階的実現に関する対理事会および対委員会報告 (ウェルナー報告)』1971年, 日本経済調査協議会)。

- 40) ウェルナー報告について詳しくは, 以下を参照。Vanthoor, *op. cit.*, pp. 77-79; 権上康男, 前掲書, 96-109頁; 島崎久弥, 前掲書 167-174頁。
- 41) 独仏の経済通貨同盟を巡る思惑の違いについては, 権上康男, 前掲書, 116-117頁; Gerbet, *op. cit.*, p. 1070, 参照。

参考文献

欧語文献

- Baudhuin, Fernand, *Histoire économique de la Belgique 1914-1939. Tome Premier*, Bruxelles: Émile Bruyland, 1946
- Bloemen, Erik, "A creditor's dreams and nightmares: Benelux and the foundation of the European Payment Union", in: Griffiths, Richard T. (ed.), *Explorations in OEEC History*, Paris: OECD, 1997
- Deniau, J. F., *Le marché commune*, PUF: Paris (野田早苗訳『共同市場』白水社 (文庫クセジュ) 1976年)
- Dickhaus, Monika, "It is only the provisional that lasts: The European Payments Union", in: Griffiths, Richard T. (ed.), *Explorations in OEEC History*, Paris: OECD, 1997
- Gerbet, Pierre, "Union Économique et Monétaire", P. Gerbet, G. Bossuat et T. Grobois (sous la direction de), *Dictionnaire historique de l'Europe unie*, André Versaille editeur, 2009.
- Hommel, Luc, *Une expérience d'union économique*, Louvain: Société d'études morales, sociales et juridiques, 1933
- Kindleberger, Charles P., *The World in Depression 1929 to 1939*, Revised and enlarged edition, 1986 (石崎昭彦, 木村一朗訳『大不況下の世界 1929-1939』改訂増補版, 岩波書店, 2009年)
- Mead, E., Liesner, H. and Wells, S. J., *Case Studies in European Economic Union*, London/New York: Oxford University Press, 1962
- Vanthoor, Wim F. V., *European Monetary Union since 1848: A Political and Historical Analysis*, Edward Elgar: Cheltenham, UK; Brookfield, US.
- Willis, Henry Parker, *A History of the Latin Monetary Union: A Study of International Monetary Action*, University of Chicago Press: Chicago, 1901, rpt. AMS Press: New York, 1971

資料

- Archives of the European Movement, No. 1137, E. M., "Currency and Financial Resolutions adopted in Plenary Session 24th April 1949".
- Commission of the European Communities, Report to the Council and the Commission on the Realization by Stages of Economic and Monetary Union in the Community, *Bulletin of the European Communities*, No. Supplement 11/70, 1970 (日本経済調査協議会訳『共同体における経済通貨同盟の段階的実現に関する対理事会および対委員会報告 (ウェルナー報告)』1971年,

日本経済調査協議会)

“Commission Memorandum to the Council on the co-ordination of economic policies and monetary co-operation within the Community, 12 February 1969,” *Bulletin of the European Communities*, March 1969, No. Supplement 3/69

“Communiqué final du sommet de la Haye, 2 décembre 1969,” *Bulletin of the European Communities*, janvier 1970, No. 1.

邦語文献

赤川元章「ドイツ」国際銀行史研究会編『金融の世界史—貨幣・信用・証券の系譜』悠書館, 2012年, 第3章

石山幸彦「複本位制の危機とラテン通貨同盟の結成」『土地制度史学』第120号, 1988年

黒澤隆文「アルプスの孤高の小国スイス」渡辺尚編著『ヨーロッパの発見』有斐閣, 2000年

小島健『欧州建設とベルギー』日本経済評論社, 2007年

小島健「ヨーロッパ統合の中核—ベネルクス経済同盟」渡辺尚編著『ヨーロッパの発見』有斐閣, 2000年

小島健「欧州統合運動とハーグ会議」『東京経大会誌』262号, 2009年

小島健「1949年の欧州統合構想—ウェストミンスター経済会議決議の分析—」『東京経済学会誌』第277号, 2013年

小島健『知識ゼロからのユーロ入門』幻冬舎, 2016年

権上康男『通貨統合の歴史的起源』日本経済評論社, 2013年

斉藤利三郎『国際貨幣制度の研究—ラテン通貨同盟を中心に—』日本評論社, 1940年

島崎久彌『ヨーロッパ通貨統合の展開』日本経済評論社, 1987年

須藤功「戦後アメリカの対外通貨金融政策と欧州決済同盟の創設」廣田功, 森建資編著『戦後再建期のヨーロッパ経済』日本経済評論社, 1998年

平岡賢司「世界大恐慌と国際通貨制度」国際銀行史研究会編『金融の世界史—貨幣・信用・証券の系譜』悠書館, 2012年, 第10章